

水の王国とやまプロジェクト助成金 募集要領

1 目的

この助成金は、県内のボランティア団体等の皆さんが、県内の水環境・水資源の保全活動や普及・啓発活動を活発に行っていただくことにより、「水の王国とやま」として、清らかな水環境・豊かな水資源が将来にわたって保全・活用・PRされることを目的とするものです。

2 助成の対象区分

助成対象事業は次に掲げるものとします。

① とやまの水環境・水資源の保全に関する事業

【事業の例】

- ・ 河川、海岸・海底、湖沼などの清掃美化活動
- ・ 名水（公園）の清掃、草刈り等の整備、看板設置などの管理
（草刈り、看板の設置などは水環境との関係が確かな場合に限る）
- ・ ホタル生息地の整備・保全
- ・ 河川、海域、名水などの水質調査
- ・ 植樹、地下水涵養 など

② とやまの水環境・水資源の普及・啓発に関する事業

【事業の例】

- ・ 水環境PRイベントの開催
- ・ 水環境PR動画、ウェブサイトの作成
- ・ 環境学習としての生き物調査・観察会の開催 など

※ 助成の対象の可否や対象区分が不明の場合などは公益財団法人とやま環境財団にお問合せください。

3 助成対象団体

助成金の交付対象となる団体は次のすべての要件を満たすものとします。

- ① 営利を目的としない
- ② 富山県内に活動拠点をもち、県内で活動する
- ③ 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない
- ④ 5名以上の構成員で組織されている（学生ボランティア団体の場合は、学生が主体であり、ゼミ等の活動は対象外とします。学生とは、大学生（院生を含む。）、専門学校生、高等専門学校生、高校生を指します。）
- ⑤ 定款又は規約等を持ち、継続的な公益的活動を行うことができる（学生ボランティア団体が定款や規約を有しない場合は、大学等から認定を受けていること。）

4 助成率、助成限度額、助成対象経費等

(1) 助成率、助成限度額及び採択件数は、次の表のとおりです。

なお、助成対象経費が3万円未満の場合は、助成金交付の対象としません。

事業区分	申請団体	助成率	助成限度額	予定採択件数 (令和8年度)
保全に関する事業	学生団体	10/10	5万円	1～2件
	上記以外	2/3以内	20万円	1～2件
普及・啓発に関する事業	学生団体	10/10	5万円	1～2件
	上記以外	2/3以内	30万円	1～2件

(2) 助成対象経費

下記を除く、事業の遂行に必要な経費で、交付決定日以降に係るものを対象とします。

- ・ 申請団体構成員への謝金
- ・ 申請団体構成員への賃金
- ・ 団体等の日常の運営及び通年行事に関する経費
- ・ 慰労的な会合等に係る経費
- ・ その他補助することが適当でないと認める経費

助成金の額は、上記助成対象経費に助成率を乗じて得た額（以下「助成額」という。）と助成限度額とを比較していずれか少ない額になります（千円未満の端数は切り捨て）。ただし、助成額と「寄附金その他の収入（他の補助金、参加費・受講費等の収入、物品等の販売収入を含む。）」の合計額が助成対象経費を超過する場合は、助成額からその超過分を差し引いた額を助成金の額とします。

5 助成対象事業実施期間

助成が決定した日から、令和9年3月12日（金）までの間で設定してください。（助成金の交付決定の通知は、5月下旬頃となる見込みです。事業の性質等の理由で上記〆切に間に合わない場合はその旨ご連絡ください。）

6 募集期間

令和8年3月30日（月）～4月30日（木）

7 申請方法

次の書類を募集期間内に、電子メール又は郵送にて提出してください。なお、郵送の場合、①については、同時に電子メールでもご提出ください。また、提出された書類はお返ししません。

【申請書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 参考資料（申請団体の会報等、活動内容が分かるもの）
- ③ 申請団体の構成員名簿及び規約等

※ 様式類は公益財団法人とやま環境財団ウェブサイトに掲載しています。

【提出先・事務局】

〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

公益財団法人とやま環境財団

TEL : 076-431-4607 FAX : 076-431-4453

E-mail : info-tkz@tkz.or.jp

8 選考方法

- ・ 関係者で構成する検討会が、申請内容について審査し、その結果を受けて財団が決定します。
- ・ 選考結果は5月下旬頃に個別に通知します。
- ・ 事業の実施にあたり、条件を付ける場合があります。

9 助成対象事業実施時の留意点

- ・ 事業実施状況が分かるよう写真を撮影し、実績報告書に添付してください。
- ・ 実績報告書の提出前に事業実施状況を確認することがあります。
- ・ 事業の実績資料や活動の内容については、公益財団法人とやま環境財団のウェブサイトへの掲載、とやま環境フェア等のイベントにおける成果発表会の開催などにより広くPRさせていただくことがあります。
- ・ 事業実施に係るすべての支出証拠書類（領収書等）を保管してください。
- ・ 助成金の支払いは原則、事業完了後となります。（必要に応じて概算払いも可能です。）
- ・ やむを得ない事情等により事業を中止する場合には、必ず事前に公益財団法人とやま環境財団にご相談ください。その場合、変更申請書の提出が必要となります。

10 実績報告

助成対象事業の終了後速やかに実績報告書（様式第4号）及び必要添付書類（事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等）を電子メール又は郵送にて提出してください。なお、郵送の場合、実績報告書（様式第4号）については、同時にメールでもご提出ください。